



仙台塩釜港復興だより 第2号 — 港湾は人の心も結んでいます —

宮城県土木部港湾課

6月8日 コンテナ船 第1船出航

東日本大震災から早くも3ヶ月が経過しようとしています。

4月7日には自動車運搬船の定期航路が再開され、また、4月11日には太平洋フェリーの定期航路が再開されるなど、物流機能が徐々に回復してきております。

さらに、津波により、コンテナが散乱・流出し、岸壁や荷役機械に甚大な被害を受けた高砂コンテナターミナルについても、6月から業務を再開し、6月8日に震災後初めてコンテナ船の第1船が出航します。

この第1船は、自動車用タイヤ等を積載した内航フィーダー船で、積載コンテナは東京港で大型コンテナ船に積み替えられ、米国ロサンゼルス港などに向かいます。

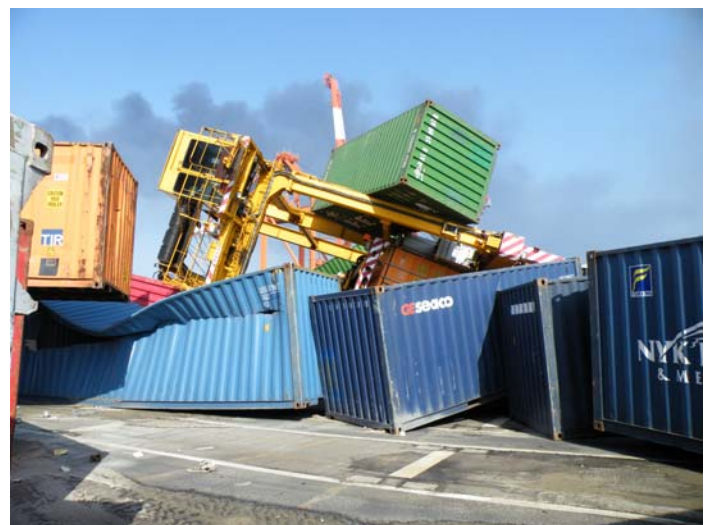
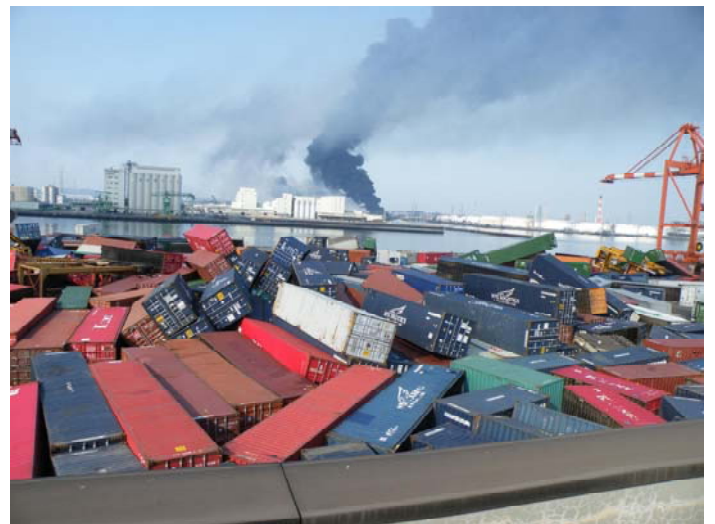
東日本大震災後、仙台塩釜港の利用者の皆様には他港まで陸送する等の御不便をおかけしておりましたが、今後は、仙台塩釜港でのコンテナ貨物の輸出入が可能となります。

県では、引き続き、港湾機能の早期復旧に努め、仙台塩釜港を御利用いただく企業の皆様の業務回復に貢献できるよう、本格的な物流の回復に向けて取組を強化してまいります。

◆高砂コンテナターミナルが業務再開

高砂コンテナターミナルでは、岸壁が損傷し、また、場内に約4千本あったコンテナが

散乱・流出したほか、11基あったストラドリキャリアもコンテナに折り重なるように転倒し損傷しました。



●コンテナターミナルの被災状況
(3月11日撮影)

県では、震災直後から海に流出したコンテナの回収や、場内に散乱したコンテナやストラドルキャリアの整理を行うとともに、コンテナ内の貨物の荷主への引き渡しや、荷役設備の修繕等の作業を進め、今回、損傷が軽微だった高砂1号岸壁を使用し、6月からコンテナの輸出入業務を再開します。



●業務再開を待つ高砂コンテナターミナル
(5月27日撮影)

なお、ガントリークレーンの修繕が完了していないため、コンテナ船へのコンテナの揚げ降ろしは、当面は、300トン吊クローラークレーンを使用し、マーシャリングヤード内でのコンテナの移動は、修繕が完了した2基のストラドルキャリアと2台の構内シャーシにより行います。

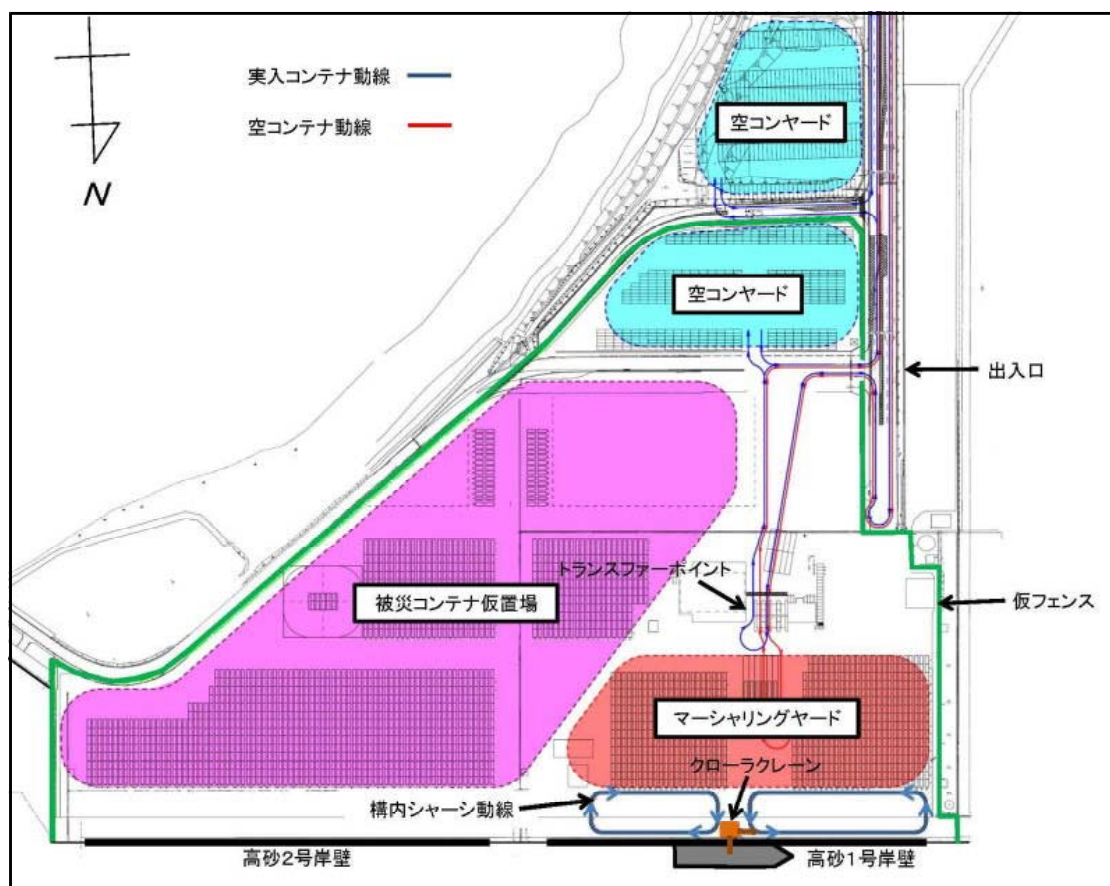
また、通関業務に係るデータ通信（NACCSへの入力）は、NTT回線が復旧していないため、モバイル端末を利用して行います。

なお、ガントリークレーンの復旧見込みは次のとおりです。

8月末	2号機 (48.1 t 吊、13列対応)
9月末	4号機 (56.2 t 吊、18列対応)
11月末	1号機 (47.9 t 吊、13列対応)
1月以降	3号機 (55.0 t 吊、16列対応)



●海側から見たガントリークレーンの配置



●高砂1号岸壁のみによる当面の運用形態

◆国土交通省へ要望書提出

4月16日に大畠国土交通大臣に対し、港湾に関して、「県等への財政支援、制度改正」、「民間事業者への財政支援」、「防災機能の強化」を要望しましたが、4月28日、三浦副知事が国土交通省を訪れ、改めて池口国土交通副大臣などに対し、要望活動を行いました。



●池口国土交通副大臣への要望書提出

◆定期観光船運航再開

ゴールデンウィーク初日の4月29日に松島定期観光船の運航が再開されました。

また、5月1日には塩釜と松島とを結ぶ定期観光船も運航を再開し、同日「マリンゲート塩釜」も仮ブースでの営業を再開しました。



●観光客で賑わう松島定期観光船乗り場

◆放射能を測定し安全を確認

5月18日、東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質流出を受け、外国船舶の寄港に懸念が寄せられていることから、東北大学の協力を得て、大気中と海水中の放射能を測定したところ、大気、海水とも安全であることが確認されました。

また、5月27日には、外国船舶協会及び日本船主協会を訪れ、安全性について説明してきました。

具体的な測定結果は下記のとおりです。

- 測定年月日：平成23年5月18日
- 大気測定場所：高砂コンテナターミナル内
- 海水採取場所：高砂1号ふ頭前
- 測定結果

(1) 空間放射線線量率測定

0.065 μ Sv(マイクロシーベルト)/h

※1年間継続して受けても胃
のX線検診1回分程度

(2) 海水中の放射能測定

放射性ヨウ素：不検出

放射性セシウム：不検出



◆震災後初の外航船が入港

5月27日、震災後初めて石炭を積載した外航船が向洋ふ頭に入港しました。

放射能測定の実績が確認され、今後、外航船の入港が増加することが期待されます。



●入港した「グローバルsplendor」

◆みやぎ45フィートコンテナ物流特区

3月25日付けで「みやぎ45フィートコンテナ物流特区」が国から構造改革特区として認定されました。

特区の範囲は、宮城県内全域です。

45フィートコンテナは世界的に利用が拡大していますが、輸送する車両の長さが現行の法令基準を上回るため、日本国内では利用が困難な状況にあります。特区内においては、車両の長さの規制が緩和され、45フィートコンテナが、40フィートコンテナと同様の条件で公道を輸送できるようになります。

詳しい内容は、県庁ホームページでお知らせしています。HPのアドレスはこちら
→<http://www.pref.miyagi.jp/kouwan/>

◆フィーダー航路への支援制度

東京都では、震災により東京港間のフィーダー航路を休止した運航事業者に対し、航路再開後のコンテナ貨物に係る費用の一部を補助する「内航フィーダー航路復活支援制度」を実施しています。

補助金額は、1FEUあたり5千円、1申請者あたり2千万円が上限となります。

詳しい内容は、東京都HPで。HPのアドレスはこちら。

→<http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/>

◆仙台塩釜港湾事務所が元の場所で再開

東日本大震災により県仙台塩釜港湾事務所が被災し、県仙台土木事務所で業務を行っていましたが、仙台港区内の元の場所に戻り、5月30日から業務を再開しています。

住所：983-0001 仙台市宮城野区港3丁目1-3

アクセル（仙台国際ビジネスサポートセンター）5階

電話：022-254-3131

FAX：022-254-3136

◆関係機関仮事務所（港湾課調べ）

※創刊号発行以降に変更があった機関について記載しています。

●横浜税関仙台塩釜税関支署

住所：985-0011 塩釜市貞山通3-4-1

塩釜港湾合同庁舎内

TEL 022-362-5271

FAX 022-362-5371

※通関部門、保税部門が下記に移転して業務を行っています。

住所：983-0001 仙台市宮城野区港3-1-3

アクセル内

TEL 022-259-3941（通関部門）

TEL 022-259-3943（保税部門）

FAX 022-259-3945（共通）

●動物検疫所仙台空港出張所

住所：983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15

仙台第三合同庁舎内

TEL 022-742-0811

FAX 022-742-0812

●仙台臨海鉄道(株)

住所：985-0874 多賀城市八幡4-3-7

YSビル

TEL 090-1365-0236

FAX 050-3156-3081

◆お知らせ

港湾課では、港湾の復旧状況を県庁ホームページでお知らせしています。HPのアドレスはこちら

→<http://www.pref.miyagi.jp/kouwan/>

◆編集事務局

●宮城県土木部港湾課

980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL 022-211-3214

FAX 022-211-3296

E-MAIL : kowanp@pref.miyagi.jp